

部活動の活動方針

旭市立干潟中学校

校長 齊藤 実

教育目標	<p>○学校教育目標</p> <p>主体的に生き生きと行動する生徒の育成 ～生徒一人一人が自ら考え判断して行動できるよう指導・支援に努める～</p> <p>○部活動の教育的意義</p> <p>生徒一人一人が、人として大きく成長していけるよう、以下の4つを目的として活動し、目標に向かって、自ら考え、判断し、行動できるよう指導・支援に努める。</p> <p>(1) 各部の特性を生かし、生徒の生きがいや活躍の場として取り組む。 (2) 成就感、達成感を通じて、自己表現ができるようにする。 (3) 個々の実態に応じて、趣味や生涯教育の土台を構築する。 (4) 社会性、人間性の向上を目指し、自主の精神・協力・礼儀の大切さを理解する。</p>
部活動の基本方針	<p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 活動計画等の策定</p> <p>各顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。</p> <p>また、各部の年間の活動計画、毎月の活動計画等を所属する部活動の生徒及び保護者へ文書にて知らせる。</p> <p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>校長は、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、部活動数の精選や顧問の配置等、学校の校務全体が効率的・効果的に実施されるよう考慮する。</p> <p>また、各部の活動内容を把握するとともに、各種通知を踏まえ、法令に則り、指導内容の充実、生徒の安全の確保を図るとともに教員の勤務時間管理等を行う。</p> <p>2 適切な指導の実施</p> <p>(1) 校長及び顧問は、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁による「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「旭市部活動の方針」に則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、全職員の共通理解の下、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。</p> <p>(2) 顧問は、次のことに配慮し指導を行う。</p> <p>①スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるためには、休養を適切に取る必要があること、また、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点からも休養を適切に取る必要があることを理解する。</p> <p>②過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと、また、生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。</p>

③生涯にわたってスポーツや芸術文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく活動を続けていけるよう留意する。

3 適切な休養日等の設定

(1) 適切な活動時間

平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。土曜日及び日曜日を含む学校の休業日は、長くとも3時間程度とする。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

(2) 休養日の設定

課業期間中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設ける。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、課業期間中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分に休養を取れるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(3) 学校の実態に応じた休養日の設定

定期試験の際は、一定期間の休養日を設定する。また、学校全体の休養日（ノー部活動デー）を計画的に設定する。

4 けがや事故の防止

(1) 発達段階に応じた指導

生徒の健康観察を適切に行うとともに、各生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない練習となるように留意する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

熱中症予防としては、暑さ指数を参考にし、危険レベルに達した場合は速やかに活動を中止するなど、細心の注意を払う。

また、体調等が優れない場合はすぐに申告できる雰囲気づくりに努める。

(2) 安全管理

活動場所の定期的な安全点検及び活動前後の点検活動を確実に行うとともに活動中の事故防止に努める。万が一事故が発生した際は、学校の危機管理マニュアルに従い速やかに対応する。

(3) 顧問不在時の対応

複数の顧問での連携による指導体制を整えるが、顧問不在で指導の手立てがとれない場合は、原則活動休止とする。

(4) 校外での活動

校外で活動する場合（大会、練習試合等）は、引率責任者がつくことを基本とし、事前に管理職の許可を得る。

5 その他

(1) 年度当初に保護者会を開催し、運営方針や年間計画、必要な経費等を説明し、保護者との信頼関係の構築に努める。

また、保護者への情報提供や情報共有に努め、生徒の心身の状況を適切に把握し、効果的な指導を推進する。

(2) 部員数によっては、他の学校との合同チームについて検討し、編制する際は、千葉県小中体連の規程に準じる。

(3) 部活動運営上の共通理解事項（活動時の服装、下校時刻、用具の購入等）については、別に定める。

(4) 新型コロナウイルスの感染及び感染拡大防止に向け、実態に応じた取組を徹底する。なお、活動時の感染対策については別に定める。